

## 自動販売機の仕様について

公募に付す物件に設置することのできる仕様については、次のとおりとする。

### 共通仕様項目

#### ① 環境対策

- a) 「24時間消灯」、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した省エネ機種とする。
- b) 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）又は炭化水素HC、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。
- c) その他、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）の自動販売機の判断基準に適合すること。

#### ② 安全対策

- a) 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。
- b) 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- c) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、設置場所に応じた防犯対策に努めること。

#### ③ 使用済み容器の回収

- a) 回収ボックスの設置 本市の指示する場所に設置する。
- b) 回収ボックスの規格及び管理
  - ・素材プラスチック製又は金属製とすること。
  - ・回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容積及び個数とすること。
  - ・その他収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
  - ・販売した容器以外の使用済み飲料容器の回収・リサイクルにも協力すること。
- c) 使用済み容器は設置者が回収し、その処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

#### ④ 販売品目、利用可能通貨

販売品目については、本市の意向を踏まえて構成するものとし、ペットボトル、缶、瓶等密閉式容器による清涼飲料水等の飲料で、国産のものに限る。酒類、たばこ等の販売は認めない。ただし、ミネラルウォーターについては、本市の承認を受けた場合には、国外産のものを認める。

また、利用可能な通貨は、日本国の通貨とし、各種硬貨のほか紙幣（千円札）が利用できるものとすること。

⑤ キャッシュレス決済への対応

設置する自動販売機については、スマートフォンや電子マネー、交通系ＩＣカードによるキャッシュレス決済機能を有する機器を設置するように努めること。

⑥ 自動販売機の設置及び管理運営

- a) 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）及び関係法令等を遵守すること。
- b) 設置許可を受けた者は、自ら自動販売機を設置し、管理運営を行うこと。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- c) 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などについて、適切かつ速やかに行うこと。
- d) 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- e) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- f) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、連絡先応対可能時間帯以外については、留守番電話等により確実な事後対応を行うこと。
- g) 自動販売機の設置及び撤去にあたっては、機器の内容や日時について、本市と協議して定めること。なお、設置に際しては設置者の決定日～2月末日までを設置許可手続き及び機器本体設置準備期間とすること。また、事前に設置機種に関するカタログ等を提出すること。機器設置日の如何を問わず、初年度については3月1日を許可開始日とし、施設設置使用料を支払うものとする。

⑦ その他の必要経費等

- a) 設置者は、設置に係る電気設備工事を負担するものとする。
- b) 設置者は、使用料のほかに光熱水費を負担するものとし、設置者の費用負担により子メーターを設置することを原則とする。また、光熱水費の請求額は原則として、当該年度において、自動販売機が属する公園の全体の電気等使用料金を当該公園全体の使用量で除して算出した額に子メーターによる使用量を乗じて得るものとし、本市が指示する額を負担すること。

なお、自ら電力会社等と契約して直接電気等の供給を受ける場合はこの限りではない。

⑧ 使用上の制限

- a) 施設設置許可の条件を遵守し、使用料を年度ごとに確実に納付すること。ただし、端数が生じる場合は最終年度に調整すること。
- b) 使用期間中に②-b)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- c) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- d) 販売品は標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- e) 販売時間は原則24時間とするが、自動販売機の設置に係る夜間等の苦情を考慮し、協議のうえ22時から6時までの販売時間を制限する可能性がある。